

約款 新旧対照表

『専用サーバPlatformサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第16条(作業)	<p>第16条(作業)</p> <p>1. VSR 700およびVSR 2000に関する本オプションサービスの利用契約は、当社がバリオセキュア株式会社(以下、「VS社」といいます))に代わって承諾することにより、VS社が定める「VarioSecureサービス利用契約約款(セキュリティーサービス)」に基づき、利用者とVS社との間で成立するものであり、本条は、本基本サービスの利用契約に基づいて適用されるものとします。</p> <p>2. 当社は、VS社に代わって利用者が支払う料金を利用者に対し請求し、利用者から当該料金を受領します。</p> <p>3. 利用者は、VS社が定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「VarioSecureサービス利用契約約款(セキュリティーサービス)」を遵守するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>	<p>提供終了に伴い条文を削除するものです。</p>
		<p style="text-align: center;">※以下、条番号が繰り上がります。</p>	
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始) この約款は、平成27年6月25日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年10月20日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>